

羽島市第2子以降出産祝金支給申請書

受付印

（あて先）羽島市長

私は、下記5に誓約・同意の上、申請します。

1 申請者（「2 対象児童」の保護者）

記入日 令和 年 月 日

（フリガナ） 氏名	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
	昭和・平成 年 月 日	〒 電話番号：（ ）
		申請者の住所（「2 対象児童」の出生日時点） ※現住所と同じ場合は記入不要

2 対象児童（第2子以降の子）

（フリガナ） 氏名	生年月日
	令和 年 月 日

3 受取口座（※指定できる口座は、申請者名義の口座に限ります）

児童手当振込口座と同じ口座（※口座の記入不要）
 下記口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （五桁までお書きください。）	（フリガナ） 口座名義
銀行 信金 信組 農協	本店 支店 支所 出張所	普通 当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

4 添付書類

- 受取口座確認書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）
※申請者が羽島市から児童手当を受給しており、児童手当振込口座と同じ口座を指定する場合は、不要です。
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等のコピー）

5 誓約・同意事項

- 羽島市第2子以降出産祝金の支給要件を満たしています。
- 申請内容等に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの祝金について速やかに返還します。
- 羽島市第2子以降出産祝金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が申請者の世帯情報等を公簿等により確認することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出の求めに応じます。
- 申請に不備があり、市が定める期限までに当該不備が補正されなかった場合には、申請取下げとみなされることを了承します。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、祝金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 羽島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。

事務処理欄（記入不要です。）

- 対象児童を出産した母又はその配偶者の確認
- 住所の確認
- 対象児童以外の児童の確認

（裏面もご確認ください。）

【受取口座確認書類貼付欄】

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードのコピー

※受取口座は申請者名義の口座に限ります。

※申請者が羽島市から児童手当を受給しており、児童手当振込口座を指定する場合、確認書類は不要です。

【申請者の本人確認書類貼付欄】

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等のコピー